

2015年7月17日
三重県福祉ネットワーク「けんふく」研修会
(三重県人権センター)

高齢者虐待における危機介入

～誰もが住み慣れた地域で暮らす
「地域包括ケアシステム」の実現をめざして～



桑名市保健福祉部地域介護課
中央地域包括支援センター
社会福祉士 西村 健二
(三重県高齢者虐待防止チーム委員)

桑名市 ゆめ はまちゃん (ゆるキャラグランプリ2014 **三重県内第1位**)

本日の進め方



桑名市役所

①高齡者虐待の概要

②高齡者虐待の対応

③高齡者虐待の危機介入

福祉ネットワーク「けんふく」研修会

1. 高齢者虐待の概要

鹿鳴館を建てたお雇い外国人
ジョサイア・コンドルの建築物です。
東京大学に銅像があります。



六華苑（旧諸戸清六邸）

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

高齢者虐待防止法について

- 平成18年4月1日、第3の虐待防止法となる「高齢者虐待防止法」施行（議員立法）
- 正式名称は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
- 対象となる高齢者は「65歳以上の者」（第2条第1項）と定義
- ただし、65歳未満の者への対応も必要
- 所管は厚生労働省老健局
高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室



6 5歳未満も対象となる

- 「高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」（**高齢者虐待防止法**附則2）として、2号被保険者等の65歳未満の者への対応も必要性を認めている
- **介護保険法**では「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施を求めている（第115条の44第1項第4号）
- **老人福祉法**での措置について、「65歳未満の者に対する措置」についての通知あり（平成18年3月31日付け老健局長通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」老人ホームへの入所措置等の指針第8）

4つの虐待防止法

- ①平成12年11月、「児童虐待防止法」施行
 - ②平成13年10月、「DV防止法」施行
 - ③平成18年4月、「高齢者虐待防止法」施行
 - ④平成24年10月、「障害者虐待防止法」施行
-
- 児童は原則18歳未満が対象



障害者虐待防止法・DV防止法の活用

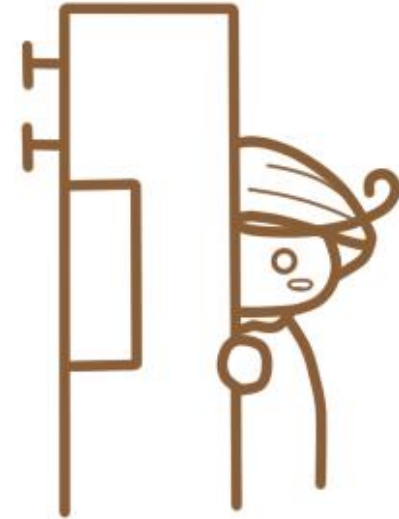
- 障害者は「障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者虐待防止法第2条第1項、障害者基本法第2条第1項）とされており、**手帳の有無や年齢は関係がなく、高齢者も対象**に含まれる
- DV防止法は「配偶者」「配偶者であった者」「
「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」（第1条第1項・第3項）からの暴力の防止と被害者の保護を目的としており、**年齢は関係がなく、高齢者も対象**に含まれる

虐待を行った者による2分類

- ①**養護者**「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」（第2条第2項）
 - 養護者は同居である必要はなく、高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指し、別居の親族、世話をしている近所の知人なども含まれる
- ②**養介護施設従事者等**
 - 老人福祉法・介護保険法に定める「養介護施設」「養介護事業」の業務に従事する者（第2条第5項）
 - 訪問介護員やケアマネジャー、地域包括支援センター職員による虐待もいわゆる「施設虐待」にあたる
 - 障害者虐待防止法では「**使用者**」による虐待も記載している

5つの虐待類型

- ①身体的虐待
- ②介護・世話の放棄・放任
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待
- 「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない」（東京高裁判決平成25年6月10日）⇒物を投げたり、振り回したりすれば、高齢者に接触せずとも身体的虐待となる
- 障害者虐待には同じ5類型があるものの、児童虐待には経済的虐待がない



高齢者虐待に関する統計①

- 平成25年度統計（平成27年2月6日老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室発表）の概要
- 相談・通報件数 **25,310件**
- 虐待判断件数 **15,731件**（62.2%、うち死亡事例21件）
- 相談・通報者 ①**介護支援専門員31.3%** ②**警察12.4%**
③**家族・親族11.5%** ④**被虐待者本人9.2%**
⑤**当該市町村行政職員7.4%** ⑥**介護保険事業所職員6.4%**
⑦**医療機関従事者5.0%** ⑧**近隣住民・知人4.7%**
⑨**民生委員4.4%** ⑩**虐待者自身1.6%**
- 事実確認方法
①**訪問調査66.9%** ②**情報収集のみ29.4%** ③**立入調査0.8%**
- 相談・通報受理から事実確認開始までの期間
即日54.6% 1日12.4% 2日5.4% 3～6日12.0% 7～13日7.7%
14～20日2.9% 21～27日1.5% 28日以上3.5%



高齢者虐待に関する統計②

- 虐待の発生要因

①虐待者の介護疲れ・介護ストレス 25.5%

②虐待者の障害・疾病 22.2%

③家庭における経済的困窮 16.8%

④被虐待高齢者の認知症の症状 13.9%

⑤被虐待高齢者と虐待者の人間関係 11.5%

- 虐待の種別 ①身体的65.3% ②心理的41.9%

③介護放棄22.3% ④経済的21.6% ⑤性的0.5%



高齢者虐待に関する統計③

＜被虐待高齢者の概要＞

- 性別 ①**女性77.7%** ②**男性22.3%**
- 年齢区分 65～69歳9.8% 70～74歳15.7% 75～79歳21.9%
80～84歳24.2% 85～89歳17.9% 90歳以上10.4%
- 要介護状態区分（**認定済は68.0%**）
要支援1 6.7% 要支援2 8.9% 要介護1 22.2%
要介護2 21.4% 要介護3 18.0% 要介護4 13.9%
要介護5 8.5%
- 認知症自立度（**自立度Ⅱ以上が67.9%**）
自立10.8% 自立度Ⅰ 17.6% 自立度Ⅱ 33.3%
自立度Ⅲ 25.3% 自立度Ⅳ 7.5% 自立度Ⅴ 1.8%
- 参考：一般高齢者の認知症有病率10～15%



高齢者虐待に関する統計④

＜虐待者の概要＞

- 家族形態

単独世帯 7.7%

夫婦のみ世帯 19.5%

未婚の子と同居 32.8%

配偶者と離別・死別等した子と同居 11.3%

子夫婦と同居 16.6%

- 続柄

息子41.0% **夫**19.2% 娘16.4% 息子の配偶者5.7%

妻5.1% 孫4.2% 兄弟姉妹1.9% 娘の配偶者1.7%

- 年齢

40歳未満9.6% 40~49歳21.6% 50~59歳24.7%

60~69歳18.9% 70歳以上22.6%



高齢者虐待に関する統計⑤

- 対応 分離34.3% 分離していない53.9%
- 分離していない事例の対応の内訳
 - ①養護者に対する助言・指導 51.5%
 - ②ケアプラン見直し 29.4%
 - ③経過観察・見守り 24.3%
 - ④介護保険サービス新規利用 8.8%
 - ⑤介護保険サービス以外のサービス利用 7.3%
 - ⑥養護者自身が介護負担軽減の事業に参加 3.2%

三重県・桑名市の虐待件数

	平成24年度	平成25年度
三重県	264件 (通報488件)	263件 (通報497件)
桑名市	20件 (通報33件)	14件 (通報31件)

福祉ネットワーク「けんふく」研修会

2. 高齢者虐待の対応

東京ディズニーランドの
ウェスタンリバー鉄道と
同じ線路幅（762mm）です



日本一長いナローゲージ路線 北勢線

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

高齢者虐待対応の流れ

- ① 市町村・地域包括支援センターへの相談・通報・届出
- ② 事実確認を行うための協議（情報共有と事実確認方法の検討）
- ③ 事実確認（情報収集・訪問調査・立入調査）
- ④ コアメンバー会議（虐待認定・緊急性の判断）
- ⑤ 虐待対応ケース会議（課題整理・対応協議）
- ⑥ 虐待対応（介入・支援）
- ⑦ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑧ 虐待対応（介入・支援）
- ⑨ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑩ すべての課題解消まで⑦～⑨の繰り返し
- ⑪ 終結（すべての課題解消後の虐待対応ケース会議で判断）

高齢者虐待の対応方法は？

課題

目標

現状

虐待対応ケース会議で課題を整理し、すべての課題を解消すれば終結！！

- ・ 課題解消後も虐待が終結しない場合、課題設定に誤りがある
- ・ ⇒ **課題の設定**が重要！



課題解消により虐待終結をめざす

第1回虐待対応ケース会議

- 課題①：長男から本人への暴力を防ぐ
- 課題②：本人の認知症について受診を勧奨
- 課題③：長男の経済的自立を支援する

第3回虐待対応ケース会議

- 課題②：解消
- 課題③：長男の経済的自立を支援する
- 課題④：成年後見制度につなぐ（新規）

第5回虐待対応ケース会議

- 課題④：解消

終結判断

第2回虐待対応ケース会議

- 課題①：解消
- 課題②：本人の認知症について受診を勧奨
- 課題③：長男の経済的自立を支援する

第4回虐待対応ケース会議

- 課題③：解消
- 課題④：成年後見制度につなぐ



対応① 相談・通報・届出の受付

- 市町村（第8条）・地域包括支援センター（第17条第2項）には**守秘義務**が課せられていること、**通報者は秘匿**することを伝えると通報者が話しやすい
- 通報者は「虐待」という言葉を用いないことも多く、虐待を意識していないこともある
- 可能な範囲で通報者にフィードバックする
- 情報を整理・共有する。いったい何が分からないのか、何が足りないのかを明確にする
- 地域包括支援センターは責任主体である市町村へ報告
- 早めの事実確認が求められる。児童虐待では原則「**48時間以内**」に目視による安全確認を求めている（平成22年9月30日雇用均等・児童家庭局総務課長通知「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」3（1））
- 市町村・地域包括支援センターで事実確認を行うための協議を実施し、情報共有と事実確認方法の検討を行う

対応② 事実確認とコアメンバー会議

- 「①本人・家族・関係者・関係機関・関係部署からの情報収集」と「②訪問調査」により事実確認を行う
- 基本は訪問調査により本人・家族から情報を収集する。その他から情報を得る場合は本人・家族の同意を得ておく
- 支援にあたって最低限必要な情報が不足している場合、法律、条令などに従って適切に収集する
- 訪問は必ず複数で実施、必要に応じて医療職が同行。面識のあるケアマネ、事業所職員、民生委員などの同行も有効
- 訪問調査では①安全確認、②情報収集を行い、事実関係を確認する
- コアメンバー会議：市町村担当課の責任者（課長等）、担当職員、地域包括支援センター職員で構成。必要に応じて市町村関係部署も出席。
- 協議内容は①虐待の認定、②緊急性の判断。緊急性がある場合は立入調査の要否、措置による分離、入院治療の必要性等も検討する。いずれの判断も全員の合意で行う。

対応③ 虐待対応ケース会議

- 虐待対応ケース会議：市町村担当職員、地域包括支援センター職員、ケアマネ、介護保険サービス事業所、医療機関など本人・養護者と関係を有する、あるいは今後関係をもつことが想定される専門機関・職種が出席。終結判断時は課長等も出席。必要に応じて弁護士、医師などの助言者も出席
- ①情報共有、②課題整理、③対応方法の検討を行い、対応方針、課題と具体的な対応策、担当者等を決定する
- 記録は必ず作成・保管する
- 支援の旗振りは地域包括支援センターが行い、随時責任を有する市町村と緊密な連携を心がける
- 虐待対応ケース会議で決定した役割を各担当者が適切に実行し、一定期間経過後に第2回虐待対応ケース会議を開催
- ①評価（モニタリング）、②情報共有、③課題整理、④対応方法の検討を行う。すべての課題が解消すれば終結。

対応④ 終結



- 虐待対応は終結を意識して行う必要がある
- **終結を明確に**しないと今後の支援引き継ぎが不明確になる
- 終結の判断は、虐待対応ケース会議において**全ての課題が解消されたうえで検討**する
- **終結判断は課長等の出席**を求め、**全員の合意**で行う
- 終結を判断するのは、虐待がなくなったことを確認できた場合のみ。「虐待が続いている」「**虐待が解消したかどうか**が**分からない**」場合は、**対応を継続**する
- 虐待対応終了後はケアマネなど今後の支援を担う者に対してしっかり引き継ぎを行う
- 虐待対応は救急治療のようなもの。急性期の対応が終われば、回復期への支援に的確につなげていく

包括と行政の役割

- 実働は地域包括支援センター、責任は市町村
- 市町村も積極的に現場に赴くことが必要
- 専門性を有する地域包括支援センターが旗振りを行う
- 市町村は措置、面会制限、立入調査、警察への援助要請、市長申立て等の権限を適切に行使する
- 市町村職員は立入調査のための身分証明書（証票）を携帯
- 三重県・三重弁護士会・三重県社会福祉士会で構成する「三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム」の派遣を依頼し、虐待対応ケース会議に参加してもらうことも可能
- 連絡先：三重県社会福祉士会事務局 TEL&FAX059-228-6008
- 平成27年度は三重県地域ケア会議活動支援アドバイザーも利用可能（無料）

連絡先：三重県健康福祉部長寿介護課



虐待対応時の分離保護のための段階的具體策

見守り

・在宅のままで経過観察・消極的見守り

- ・具体策：定期訪問、家族関係の改善、虐待についての理解促進、養護者への助言・指導など

サービス導入①

・在宅のままで積極的見守り（外部とのつながりを設ける）

- ・具体策：生活支援（保険外ヘルパーなど）、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、介護保険サービス（ケアマネ・訪問系）、定期受診（通院・往診）など

サービス導入②

・在宅のままでレスパイト

- ・具体策：精神科デイケア、介護保険サービス（通所系、ショートステイ）など

分離①

・契約による入院・入所・入居・別居

- ・具体策：医療機関、介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、ケアハウス、転居・別居など

分離②

・措置による入所・入居

- ・具体策：養護老人ホームへの措置入所、介護保険施設への措置入所、救護施設への入所など

福祉ネットワーク「けんふく」研修会

3. 高齢者虐待の危機介入



木曽三川と長島輪中

KUWANA CENTRAL COMMUNITY SUPPORT CENTER

高齢者虐待対応の流れ

- ① 市町村・地域包括支援センターへの相談・通報・届出
- ② 事実確認を行うための協議（情報共有と事実確認方法の検討）
- ③ 事実確認（情報収集・訪問調査・立入調査）
- ④ コアメンバー会議（虐待認定・緊急性の判断）
- ⑤ 虐待対応ケース会議（課題整理・対応協議）
- ⑥ 虐待対応（介入・支援）
- ⑦ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑧ 虐待対応（介入・支援）
- ⑨ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑩ すべての課題解消まで⑦～⑨の繰り返し
- ⑪ 終結（すべての課題解消後の虐待対応ケース会議で判断）

訪問による事実確認

- ・ 事実確認は訪問による本人との面談が基本
- ・ 通所介護（デイサービス）・通所リハビリテーション（デイケア）利用の場合は事業所での面談も行う
- ・ 目的は、①安否確認、②情報収集、③事実確認
- ・ 原則複数対応、必要に応じて医療職の同行を
- ・ 関わりある支援機関、親族、知人、地域関係者からのアプローチも有効



立入調査①

- ・ 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の**生命**又は**身体**に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは（中略）地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる
（高齢者虐待防止法第11条第1項）
- ・ 立入調査ができるのは、市町村職員及び直営地域包括支援センター職員に限る



立入調査②

- 正当な理由がなく（中略）立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、**三十万円以下の罰金**に処する
（高齢者虐待防止法第30条）
- 鍵やドアを壊して入ることはできない



立入調査③

- 市町村長は（中略）立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する**警察署長**に対し援助を求めることができる（高齢者虐待防止法第12条第1項）
- 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない（高齢者虐待防止法第12条第2項）
- **保健所**との連携も必要



緊急性の判断

主に「④コアメンバー会議」で検討される

①生命があやぶまれる状況にある（予測を含む）

- ・骨折、出血、火傷などの深刻な身体的外傷
- ・極端な栄養不良、脱水症状
- ・うめき声、悲鳴などが聞こえる
- ・刃物などの凶器が使われている

②本人・家族の人格や精神状況に強い影響がある
（予測を含む）

③虐待が恒常化し、改善が見込めない

④高齢者が保護を求めている

「東京都高齢者虐待対応マニュアル」を一部改編

やむを得ない事由による措置

① やむを得ない事由による措置

介護保険サービスによる分離（介護サービスが必要）
特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護などの利用
その他、訪問介護、通所介護なども対象

② 養護老人ホームへの措置入所（自立）

③ 有料老人ホームなどへの契約入所

④ 医療機関への入院（医療サービスが必要）

⑤ 親族宅への転居・転出



面会の制限

- **市町村長**又は当該措置に係る養介護**施設の長**は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との**面会を制限することができる**
(高齢者虐待防止法第13条)
- 養護者には面会する権利があるわけではない
- 施設長は施設利用者の心身の安全を図る義務があり、施設への立ち入りを許可しないこともできる
- しかし、虐待対応として法的な裏付けを持たせる場合はやむを得ない理由による措置での利用とする必要がある

成年後見市長申立て

- 老人福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法に基づき、市長村長が成年後見の申立てを行うことができる
- 高齢者の支援のため、法的権限のない支援者が時間と労力をかけて動くより、法的権限を有する後見人等が支援にあたる方が良い場合がある
- 平成26年中、県内60件の市町長申立てのうち、10件が桑名市長（高齢者福祉部門に限る）の申立て
- **市町ごとに要綱で対象者が異なり、現場は混乱**
介護保険被保険者、生活保護受給者、住所の有無等
- 成年後見制度利用支援事業も介護保険では**任意事業**

公的権限の適切な行使

- 立入調査、面会制限、やむを得ない理由による措置、市長申立てなど、公的権限の適切な行使が必要
- 公的権限を適切に行使しなければ、高齢者の身体、生命を守れない
- 一時の手間は、長期の省エネ・効率化
- やらずに失敗するよりも、やりすぎた失敗の方が良い
対外的批判の深刻度も異なってくる
- そもそも、私たちが守るべきものは**高齢者の「尊厳」**であることを忘れてはならない

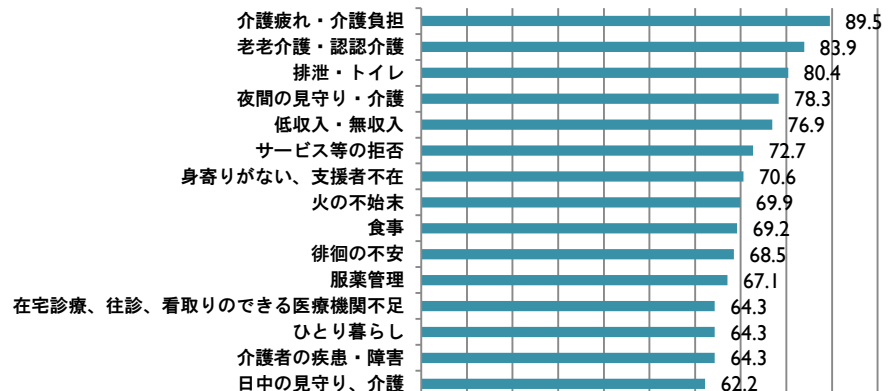


【参考】「桑名市における『地域包括ケアシステム』の構築に向けた地域課題の把握のための調査 ～『地域ケア会議』での個別事例の検討を通じて～」報告書の概要

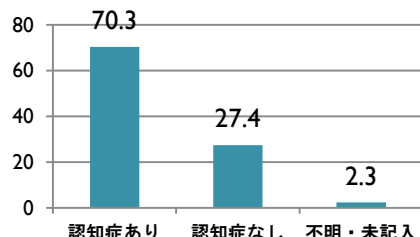
第1部 地域課題把握のためのアンケート調査

- 平成26年3月、介護支援専門員等を対象とする「地域課題把握のためのアンケート調査」を実施。
- 平成26年6月、介護支援専門員等の参加を得て、地域課題把握のための「地域ケア会議」を開催。

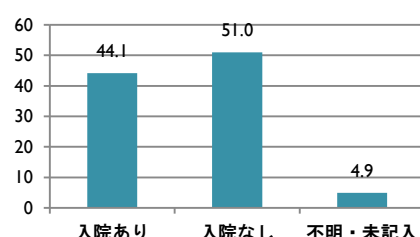
高齢者が自宅を離れた要因 (単位：%)



施設に入所した高齢者に係る
認知症の有無 (単位：%)



施設に入所した高齢者に係る
入所前の入院の有無 (単位：%)



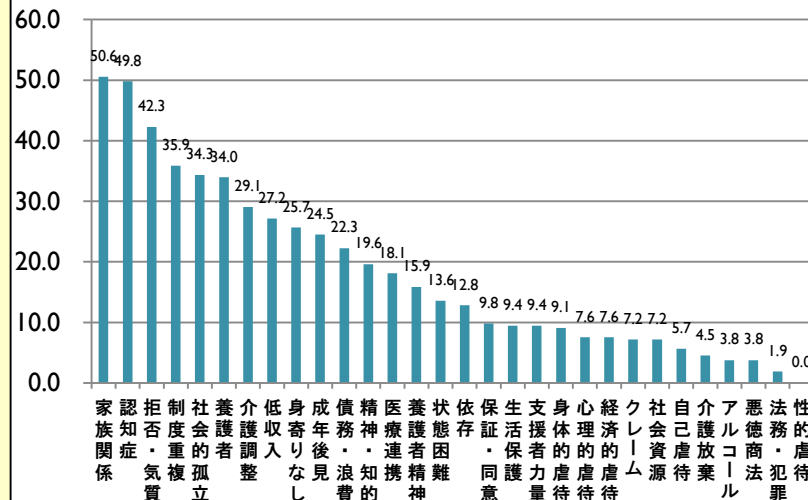
第2部 個別事例振り返りのための「地域ケア会議」

- 平成26年3～6月、個別事例振り返りのための「地域ケア会議」を開催。
- 具体的には、高齢者が自宅を離れて施設に入所した事例について、「在宅生活継続の阻害要因」を分析し、「在宅生活継続の限界点を高める方法」を検討。

第3部 困難事例要因調査

- 平成23年4月～平成25年9月の間に地域包括支援センターで対応されたすべての困難事例について、要因を分析。

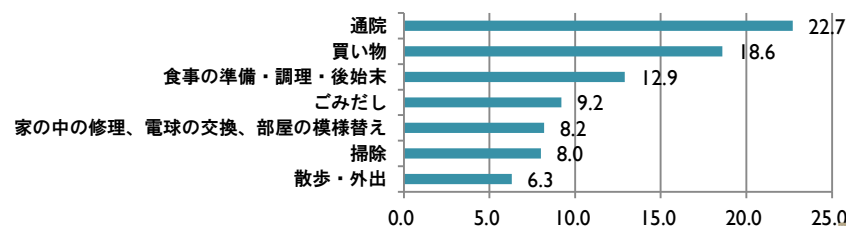
困難事例の要因 (単位：%)



第4部 高齢者「単身」「のみ」世帯の生活上の困りごと調査

- 平成25年12月、地域包括支援センター等の職員を対象とする「高齢者『単身』『のみ』世帯の生活上の困りごと調査」を実施。

高齢者「単身」「のみ」世帯の生活上の困りごと (単位：%)



まとめ



- 高齢者虐待対応は対症療法ではなく、根治治療をめざそう
- 発生要因を明らかにして再発防止を図る
- 虐待事例であっても本人意思を尊重し、地域で暮らすことを最優先とする（地域包括ケアシステム）
- 虐待対応は、関係者全員で検討・協議・決定し、情報共有のもと計画的に支援する
- 常に終結を意識して行動する
- 私たちが守るのは高齢者の生命、身体の安全
- 虐待の疑いがある以上は必ず対応を継続する
- 虐待対応は高齢者の「尊厳」を守る権利擁護の最たるもの
- 担当者ひとりが抱え込まず、連携のもと積極的な支援を心がけよう
- **私たちはひとりではない、仲間とともに高齢者の尊厳を守ろう！**

高齢者虐待対応マニュアル

- ①厚生労働省老健局（平成18年4月）
『市町村・都道府県における
高齢者虐待への対応と養護者支援について』
- ②日本社会福祉士会（平成23年3月）
『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための
養護者による高齢者虐待対応の手引き』
- ③日本社会福祉士会（平成24年3月）
『市町村・都道府県のための
養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』
- ④厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室（平成24年3月）
『市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応』
- いずれもインターネットで取得可能

ご清聴ありがとうございました



—— 三重県観光キャンペーン ——
2013.4～2016.3

